

河北町地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】

平成31年度（2019年度）
～平成35年度（2023年度）

平成31年3月
山形県河北町

目次

I	計画の背景	
1	国・県の動向	1
2	河北町の動向	2
II	基本的事項	
1	目的	3
2	対象とする範囲	3
3	対象とする温室効果ガス	3
4	計画期間	4
5	上位計画及び関連計画との位置づけ	4
III	温室効果ガスの排出状況	
1	温室効果ガス総排出量の算定方法	5
2	温室効果ガス排出量	5
3	温室効果ガスの変動要因	11
IV	温室効果ガスの排出削減目標	
1	目標設定の考え方	12
2	温室効果ガスの削減目標	12
V	目標達成に向けた取組み	
1	取組みの基本方針	14
2	具体的な取組内容	14
VI	進捗管理体制と進捗状況の公表	
1	推進体制	18
2	点検・評価・見直し体制	19
3	進捗状況の公表	19

<参考資料>

資料1 政令に基づく排出係数一覧

資料2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に定める地球温暖化係数

資料3 電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出算定用）

I 計画の背景

1 国・県の動向

(1) 国の動向

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響が懸念されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、平成 27 年 12 月に、国連機構変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成 10 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成 28 年 5 月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、中期目標として、温室効果ガス排出量を平成 42 年度に平成 25 年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定実施するよう求められています。

(2) 県の動向

山形県では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機とするエネルギー政策の抜本的な見直しの動きなど、環境面における大きな状況の変化と、それに伴う様々な課題に対応していくため、平成 24 年 3 月に「山形県地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

その後、パリ協定の発効や国の「地球温暖化対策計画」の策定など、国内外の動向が大きく変化したことから、温室効果ガス削減目標や取り組むべき施策等について、平成 29 年 3 月に中間見直しを行い、現在は「山形県地球温暖化対策実行計画【中間見直し版】」に基づき、低炭素社会の構築に向けた県民協働による地球温暖化対策を推進しています。

また、県は、県内の社会経済活動において大きな位置を占める事業者及び消費者としての立場から、地球温暖化対策推進法に基づく「山形県環境保全率先実行計画」を策定し、県の事務事業全般にわたり、環境負荷の低減に率先して取り組むことにより温室効果ガスの排出抑制等を推進してきました。現在は、これまでの取り組みの成果等を踏まえ平成 28 年 3 月に策定された「山形県環境保全率先実行計画（第 4 期）～“もったいない”やまがたエコオフィスプラン～」に基づき、県のすべての機関において、その事務事業における環境負荷の低減に取り組んでいます。

2 河北町の動向

(1) 河北町の取組み

河北町では、平成 26 年 3 月に、河北町環境基本条例に基づき「第 2 次雛とべに花の里環境基本計画」を策定しており、地球温暖化に関しては、再生可能エネルギーの活用、冷暖房の設定温度への配慮などが事業者としての役割として掲げられています。

また、公共施設への電気自動車用急速充電器の設置、電気自動車等の導入、公共施設の照明や街路灯への LED 照明の使用、公共施設の整備にあたっての木材利用の促進などの温室効果ガスの排出削減を町の役割として掲げています。平成 31 年 3 月には平成 31 年度から 5 年間の施策の見直しを行っています。

(2) 河北町役場の取組み

平成 10 年 10 月に地球温暖化対策推進法が制定され、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責任を明らかにするとともに、すべての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減のための措置等に取り組むよう義務づけられました。

これを受け、河北町では平成 18 年 1 月に「河北町役場環境配慮率先行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、河北町の事務及び事業における地球温暖化対策を推進してきました。

このたび、行動計画が満了していることや平成 18 年度に策定された国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、町有施設におけるエネルギー管理を強化するとともに、進捗管理を確実に進めていくための体制を整備し、温室効果ガスの排出量の具体的削減目標等を掲げ、より実効性の高い地球温暖化対策を推進していくため、新たに「河北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

II 基本的事項

1 目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、河北町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、役場庁舎、コミュニティセンター及び公用車とします。CO₂算定の対象も同様とし、見直しの時期に対象とする範囲について検討することとします。

3 対象とする温室効果ガス

河北町事務事業が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）とします。ただし、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（SF₃）は本町の事務事業からの排出がほとんどない、或いは実態把握が困難であるため、算定の対象からは除外します。

表1 計画の対象とする温室効果ガス

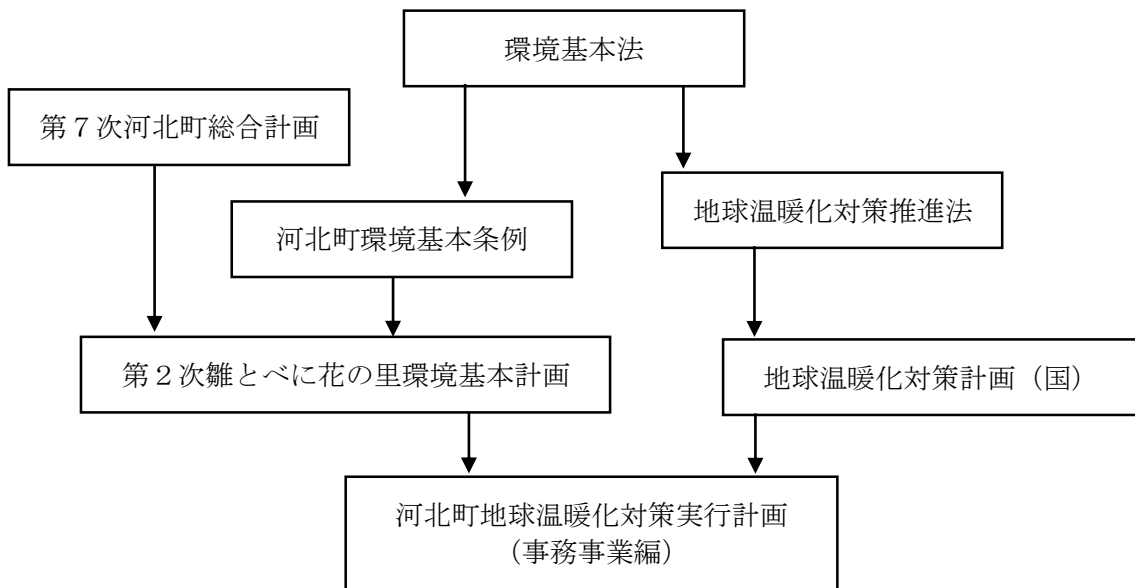
温室効果ガスの種類	区分	温室効果ガスを発生する活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	○	燃料（ガソリン、灯油、ガス等）の燃焼、電気の使用、一般廃棄物（廃プラスチック）の焼却
メタン（CH ₄ ）	○	自動車の走行、湯沸器、コンロ、暖房機等による燃料の燃焼、浄化槽の使用、焼却される一般廃棄物
一酸化二窒素（N ₂ O）	○	自動車の走行、湯沸器、コンロ、暖房機等による燃料の燃焼、浄化槽の使用、焼却される一般廃棄物
ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	○	自動車によるカーエアコンの使用、冷蔵庫の触媒、エアゾール製品の噴射剤
パーフルオロカーボン類（PFC）	×	半導体等製造用や電子部品などの不活性剤として使用
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	×	変電設備に封入される電気絶縁ガス、半導体等製造用として使用
三ふっ化窒素（SF ₃ ）	×	半導体等製造装置用クリーニング剤として使用

4 計画期間

「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス排出削減目標の基準年度や最終年度と整合させるため、本計画の基準年度は平成 25 年度とし、平成 31 年度から平成 35 年度までを計画期間とします。また、第 3 次雛とべに花の里環境基本計画策定期である平成 35 年度に合わせ次期計画を策定します。

5 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の地球温暖化対策計画、第 7 次河北町総合計画及び第 2 次雛とべに花の里環境基本計画に即して策定します。



上位計画及び関連計画との位置づけ

Ⅲ 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス総排出量の算定方法

平成 29 年 3 月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて温室効果ガス排出量を算定します。

「温室効果ガス総排出量」は、地球温暖化対策推進法第 2 条第 5 項に定められているとおり、温室効果ガスの物質ごとに、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）（以下「施行令」という。）で定める方法により算定される排出量に、施行令第 4 条に定められている当該物質の地球温暖化係数を乗じそれらを合算することにより算定します。（参考資料.....資料 2）

$$\text{温室効果ガス総排出量} = \text{各温室効果ガス排出量} \times \text{地球温暖化係数}$$

温室効果ガスの排出量は、施行令第 3 条第 1 項各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します。

活動の区分ごとの排出量は、当該活動の量（活動量）に、排出係数を乗じることにより算定します。（参考資料.....資料 1、3）

（基本的な算出の方法）

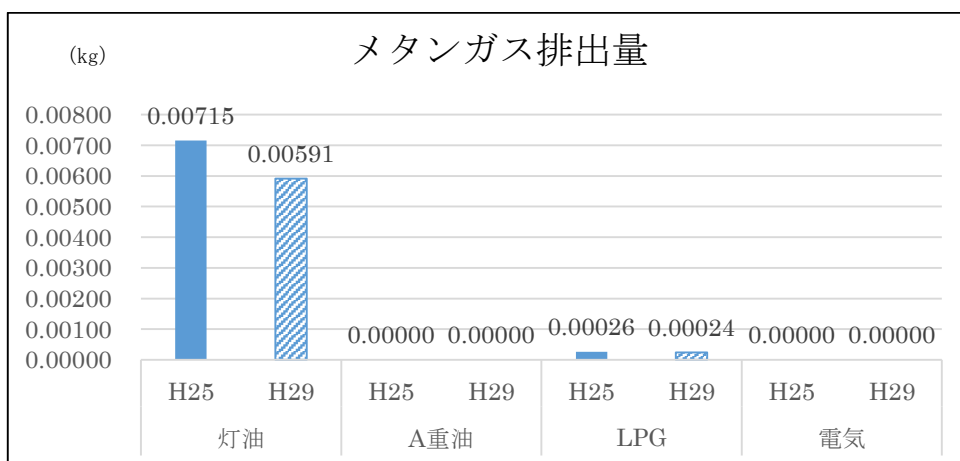
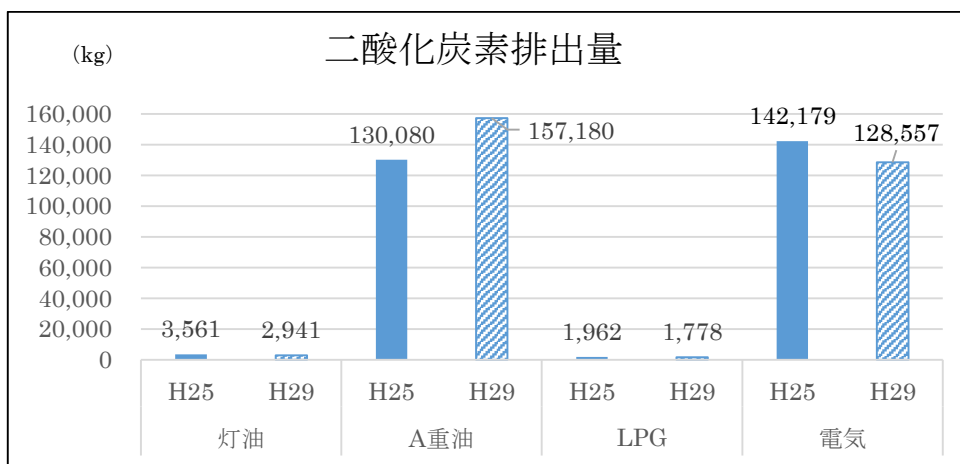
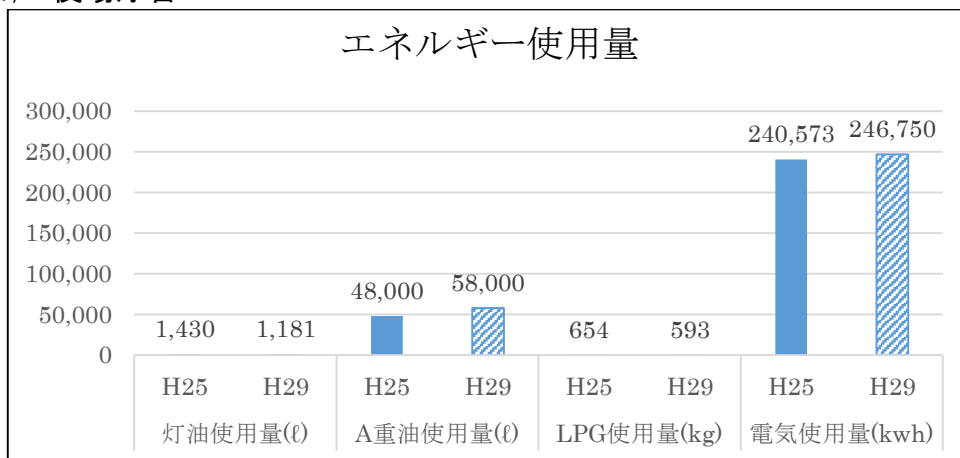
$$\text{各温室効果ガス排出量} = \text{活動量（使用量など）} \times \text{排出係数}$$

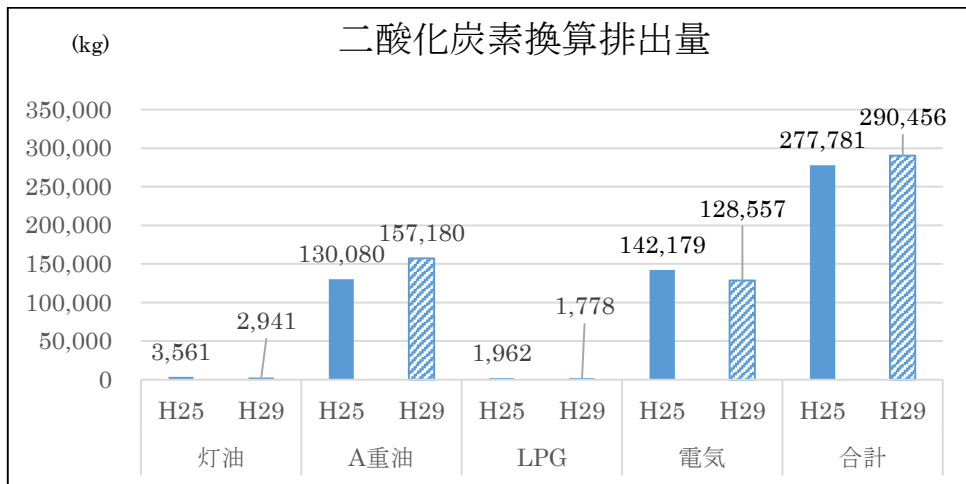
2 温室効果ガス排出量

河北町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成 25 年度において、401.6t-CO₂となっています。施設別では役場庁舎の占める割合が約 7 割となっており、内訳は A 重油、電気の順でこの 2 つのエネルギーがほとんどを占めています。

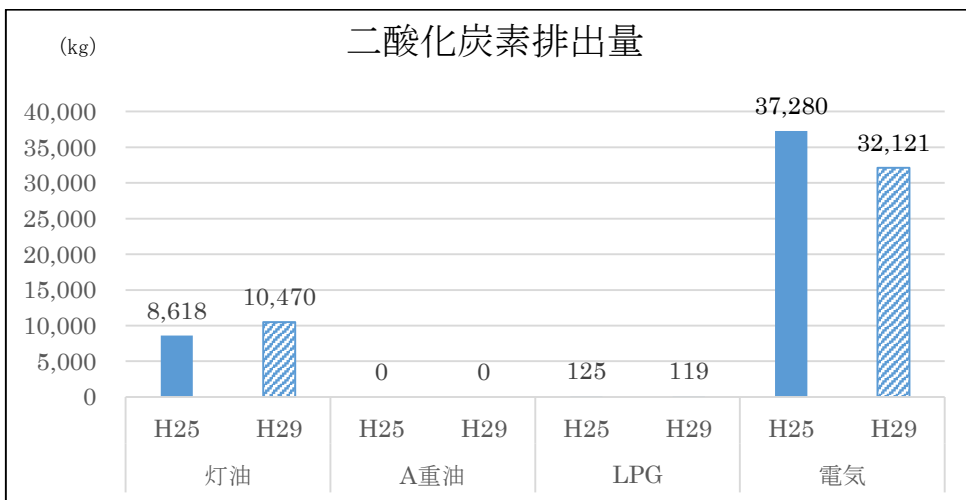
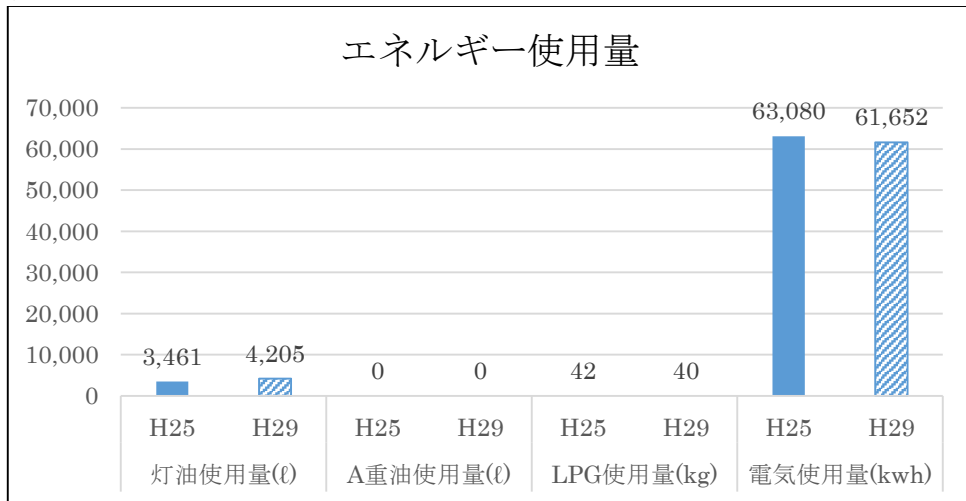
以下施設別に、エネルギー使用量（エネルギー別の使用量）、地球温暖化ガスの排出量（エネルギー別に各地球温暖化ガスの排出量）、二酸化炭素換算排出量（各地球温暖化ガスを二酸化炭素に換算した場合の排出量を合計したもので、例えば一酸化二窒素であれば排出量に 298 を乗じています。）の順で平成 25 年度と平成 29 年度を比較した表を示します。

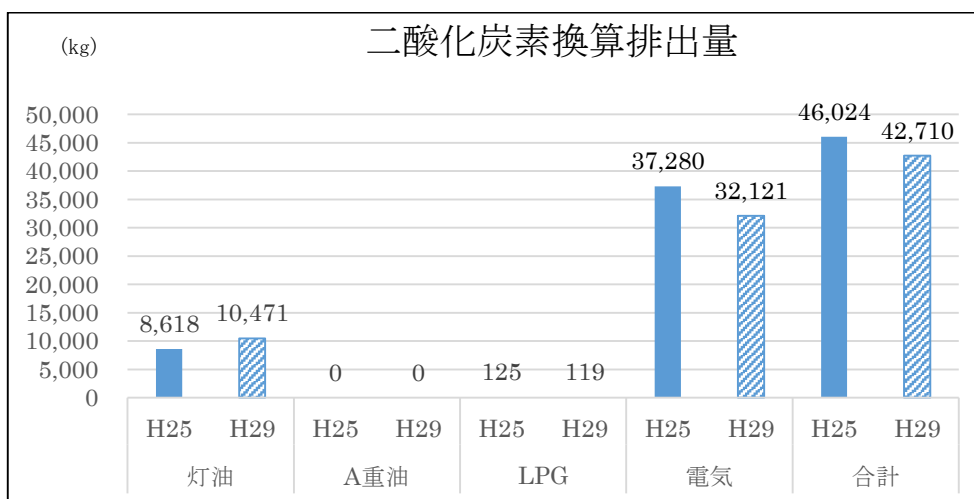
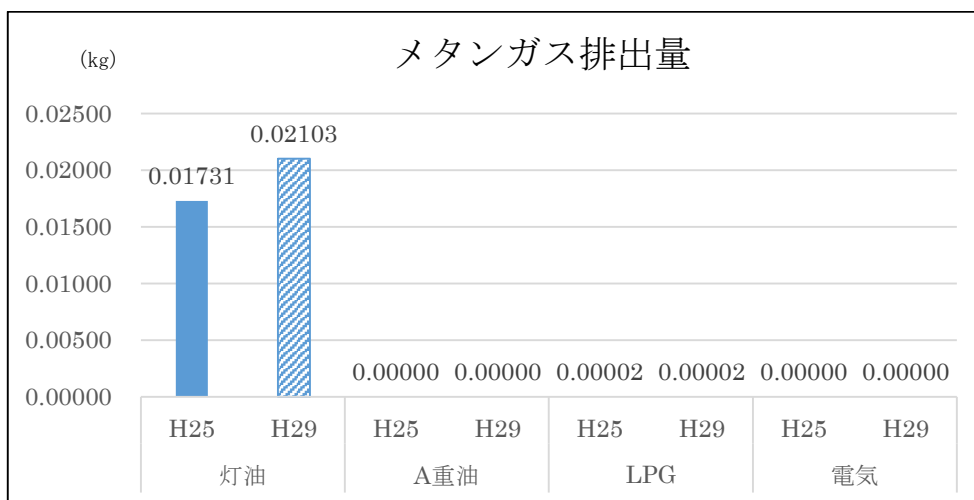
(1) 役場庁舎



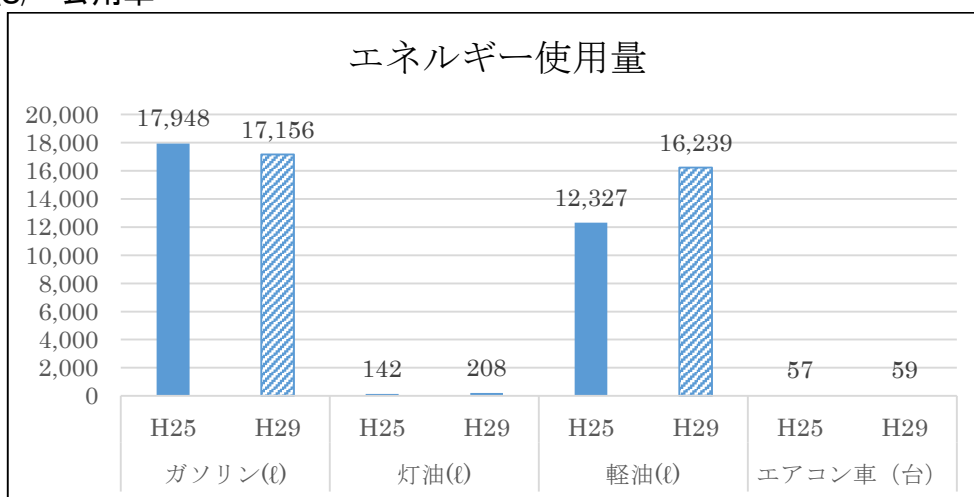


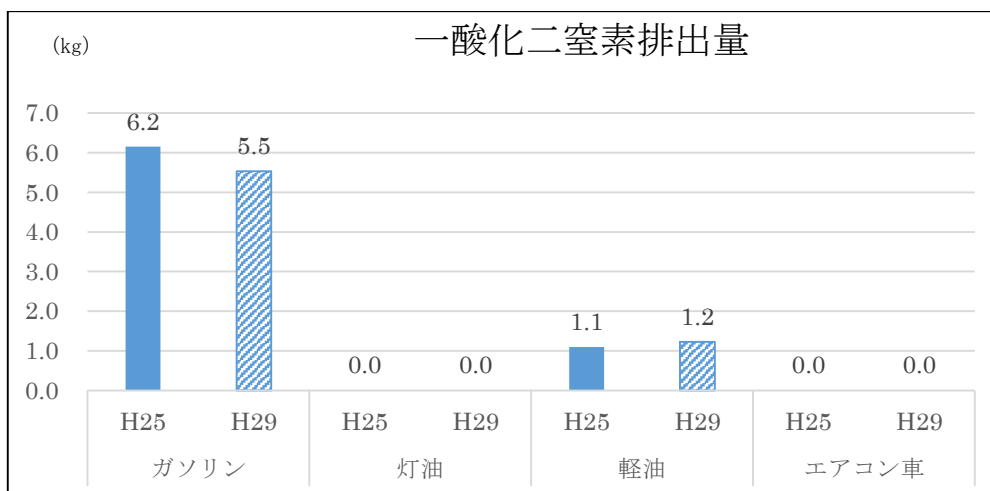
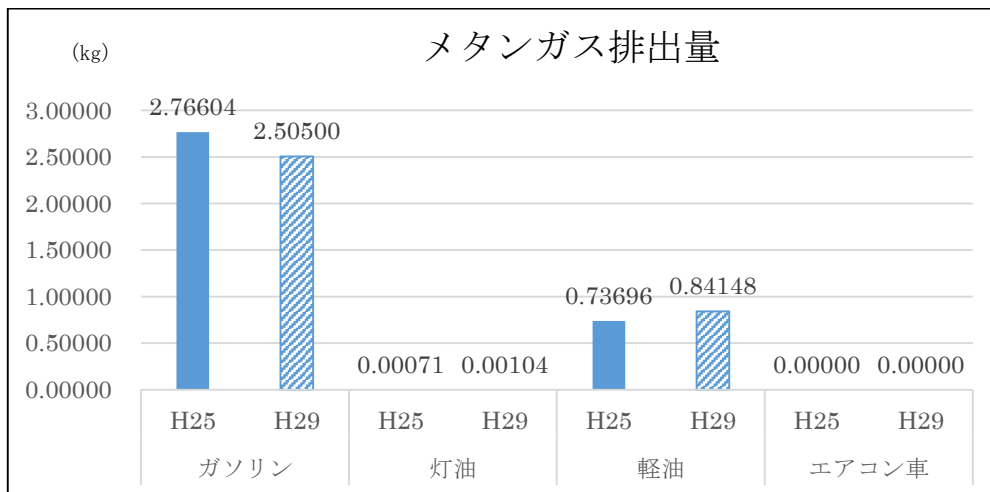
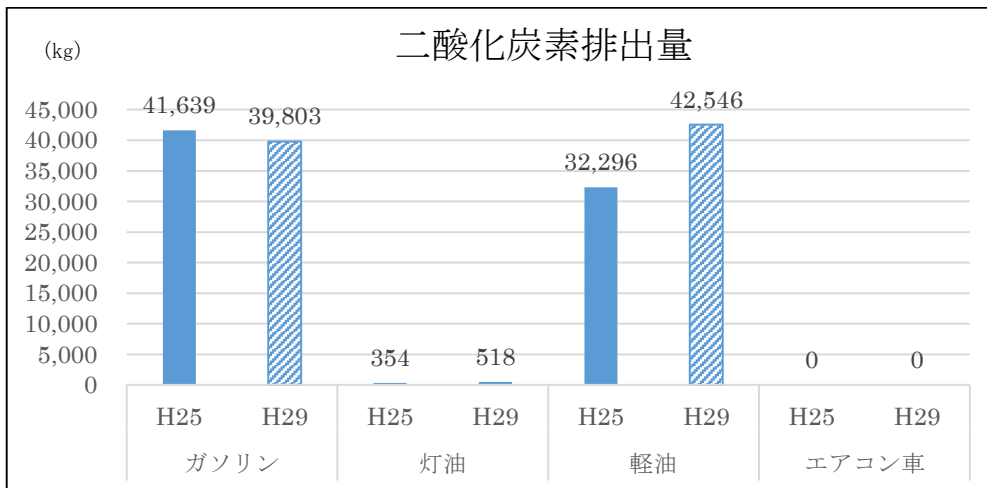
(2) コミュニティセンター

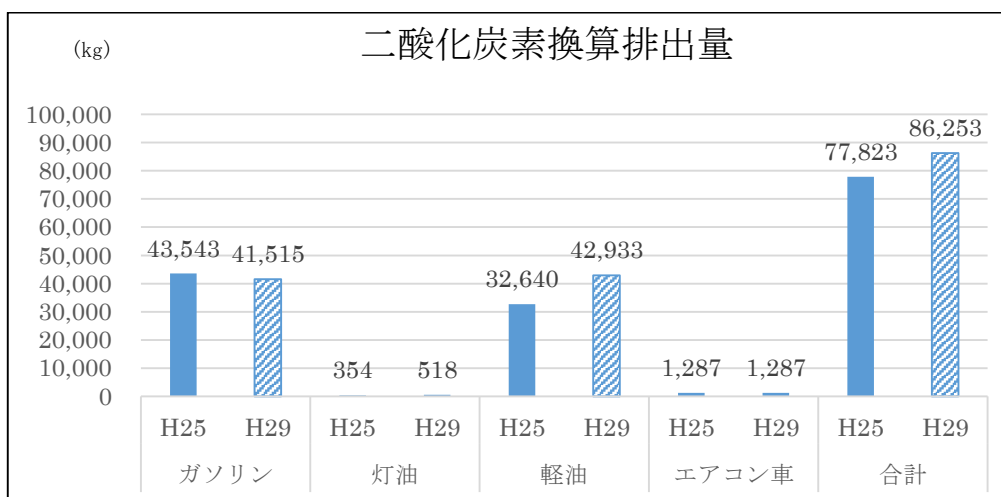
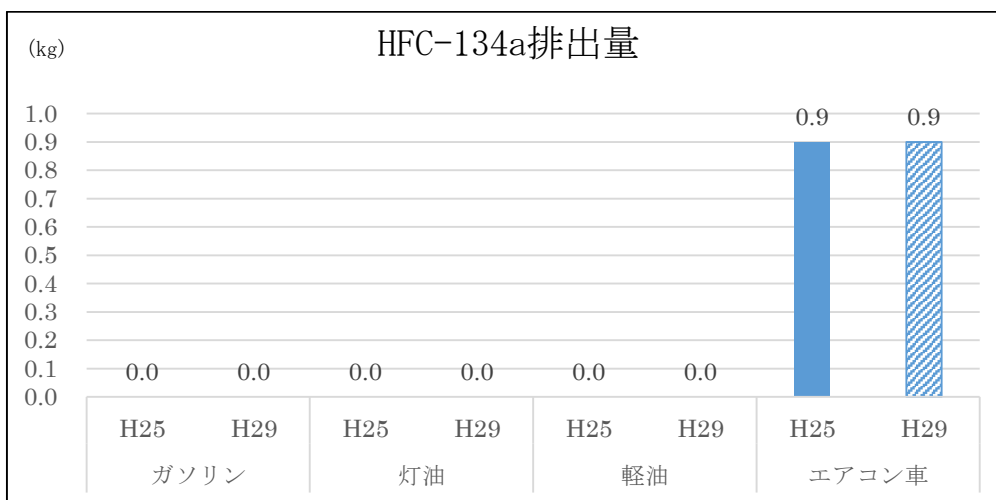




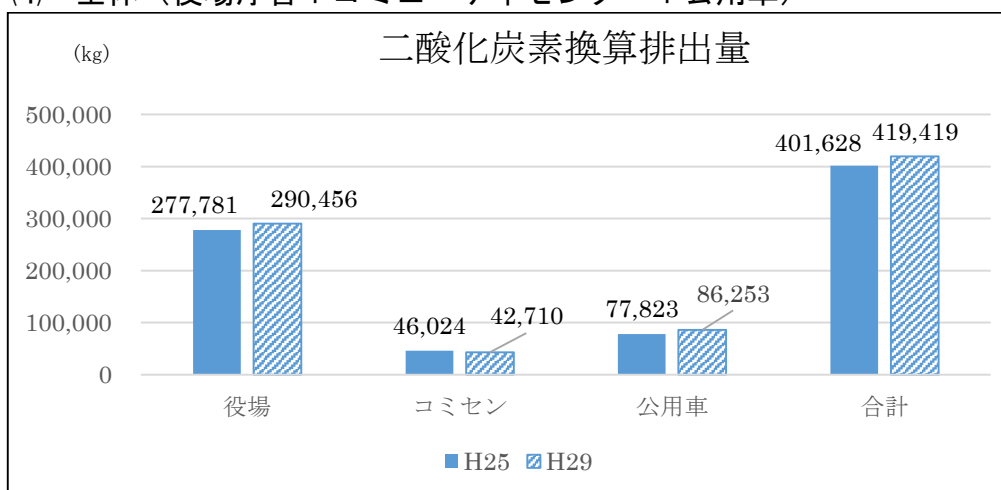
(3) 公用車







(4) 全体（役場庁舎＋コミュニティセンター＋公用車）



※P5～P9 について端数処理の関係で合計が必ずしも一致しない場合があります。

3 温室効果ガスの変動要因

役場庁舎において、平成 29 年度の二酸化炭素換算排出量が約 5 %増加していますが、例年より冬の寒さが厳しかったため、暖房に使用する A 重油の使用量が平成 25 年度と比較し、21%増加したことが主な原因となっています。

コミュニティセンターにおいても役場庁舎と同様の理由で、暖房に使用する灯油の使用量が平成 25 年度と比較し 21%増加していますが、電気使用による二酸化炭素排出量の減少の影響で全体として二酸化炭素換算排出量は約 7 %減少しています。

公用車については、二酸化炭素換算排出量が約 11%増加していますが、除雪機に使用する軽油の使用量が約 98%増加したことによる軽油全体の使用量が約 32%増加したことが原因となっています。

IV 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等に即して目標値を設定しますが、平成32年度完成予定の新庁舎は、灯油、A重油、LPGは使用せず電気のみとなり、試算によると大幅な地球温暖化ガスの排出軽減が見込まれます。

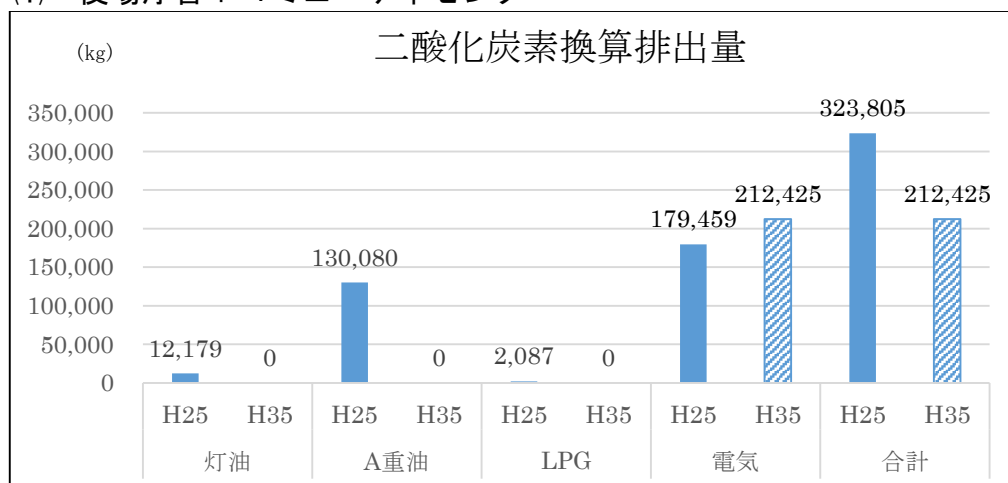
また、第2次雛とべに花の里環境基本計画での「事業活動に使用する車両は電気自動車、ハイブリッド車等、低公害車を導入する」取組みなどでも地球温暖化ガスの排出軽減が見込まれます。

これらを総合的に踏まえて、河北町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

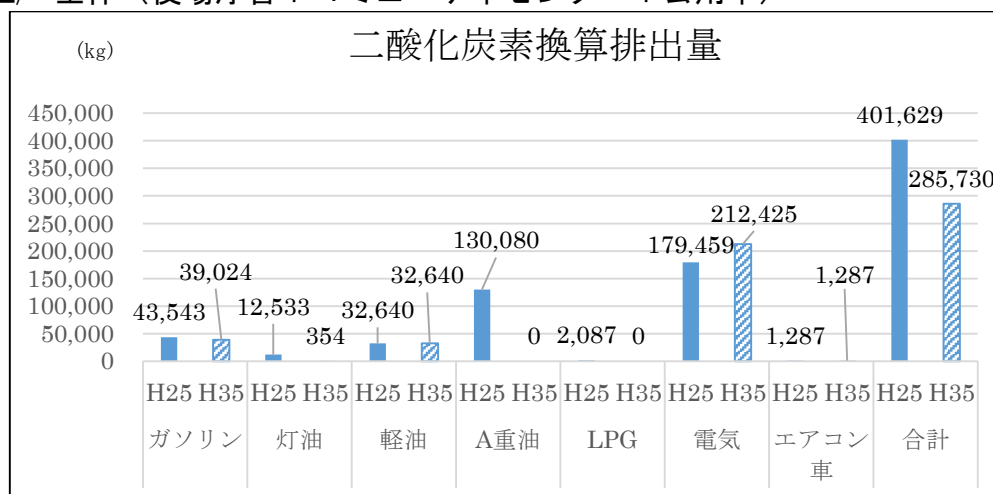
平成25年度の役場庁舎とコミュニティセンター合計の二酸化炭素換算排出量と平成35年度の新庁舎の試算を比較すると次のグラフに示すとおり約90tの二酸化炭素換算排出量が減少することが見込まれます。

(1) 役場庁舎+コミュニティセンター



また、ガソリンを燃料とする公用車については、平成25年度から平成29年度までで二酸化炭素換算排出量が約4%減少しており、これらを考慮すると全体で平成35年度には約29%減少することとなります。

(2) 全体（役場庁舎＋コミュニティセンター＋公用車）



さらに、「V 目標達成に向けた取組み」に示す職員の取組みを今後も継続することを考慮し、目標年度（平成 35 年度）に、基準年度（平成 25 年度）比で 29%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (平成 25 年度)	目標年度 (平成 35 年度)
温室効果ガスの排出量	401.6t-CO ₂	285.1t-CO ₂
削減率	—	29%

平成 25 年度の排出係数は平成 25 年度の排出係数で算出していますが、平成 35 年度の排出係数は暫定的に平成 29 年度の排出係数で算出しております。評価の際は該当する年度毎の排出係数で算出します。

また、毎年度電力会社から報告される電気使用に係る排出係数は、各電力会社の発電方法の影響を大きく受け、電気使用量を削減しても排出係数が大きい場合温室効果ガス排出量が増加します。そのため基準年度に固定した値での評価も行っていくものとします。

V 目標達成に向けた取組み

1 取組みの基本方針

これまでの行動計画は町職員による日常業務における取組みでしたが、これらの方針を引き続き踏襲するほか、平成30年度に見直しされた第2次雛とべに花の里環境基本計画の取組みや平成32年度までに建設予定の新庁舎建設の際の取組みを取り入れることで、温室効果ガスの排出要因であるエネルギー使用量の削減に取り組めます。

2 具体的な取組内容

(1) 施設設備の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

① 空調機器の保守

ア 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

(2) 施設設備の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、再生可能エネルギーの活用や効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

① 施設の使用年限と既存施設の活用

ア 公共施設の建て替えの際は、長寿命資材を使用するとともに建築物のライフサイクルコストを長く保つ設計になるように努めます。

イ 建て替え前でも既存建物をリフォームするなどして、有効利用に努めます。

② 建設・解体工事の際の配慮

ア 町発注の工事で、発生した建設廃棄物や建設副産物は、再資源化、再利用に努めます。

イ 建設廃棄物や建設副産物の発生を抑制するように努めます。

ウ 建設廃棄物にあたっては、関係法令を遵守して適正管理の指導徹底を図ります。

エ 建設資材は、リサイクルされたものが可能であれば、おおいに利用します。

③ 施設の建設における再生可能エネルギーの活用

ア 新庁舎建設においては、地下水熱を利用した冷暖房設備と融雪システムを導入します。また、太陽光発電を導入し、閉庁時など最低限必要な電力を再生可能エネルギーにより供給します。

イ その他の公共施設建設における再生可能エネルギーの活用については、公共施設の建て替えや改修に合わせ、防災拠点や避難所を中心に再生可能エネルギー利用設備の導入を検討します。

④ 温室効果ガスの排出削減

ア 公共施設への電気自動車用急速充電器の設置を進めます。

イ 公共施設の照明、街路灯については、できる限りLED照明を使

用します。

ウ 公共施設の整備にあたっては二酸化炭素の貯蔵と吸収の役割を果たす木材の利用を促進します。

エ 公共施設の給湯設備の更新の際は、ランニングコストに配慮し必要な分のお湯を貯めておく「貯湯式電気温水器」の導入を検討します。

オ 公共施設内の事務照明については、できる限りLED照明を採用すると共に、常には人がいない部屋などには人感センサーの導入を検討します。

(3) グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

① 再生紙の購入、用紙類の使用削減

ア コピー用紙等調達する用紙類は、原則再生紙とします。

イ 外注などによる印刷物に使用する紙は、再生紙の使用に努めます。

ウ ポスター、パンフレットなど広報用印刷物の印刷に際しては、配布先の需要や配布の効果等を考慮し、適正な量とします。

エ トイレットペーパーは、原則古紙 100%配合のものを購入します。

② 環境負荷の少ない事務用品、電気製品、公用車等の購入

ア 事務用品の購入に当たっては、エコマーク商品等の環境保全型製品を指定します。

イ 物品、記念品等の購入に際しては、過剰包装を極力避けます。

ウ 公用車の新規購入、買い替えに当たっては、環境負荷の少ない低燃費のハイブリッドカーなどの低公害車を導入します。

(4) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電や地下水熱等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

① 公共建築物の設計、建築等における省エネルギーの推進

ア 建築物の設計、建築については太陽光発電などクリーンエネルギーを積極的に取り入れます。

(5) 職員の日常の取組み

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組みを定着させます。

節電を徹底するため、課長が定期的に喚起します。

① 用紙類の使用量の削減、効率的利用の推進

ア コピー用紙等については、必要最小限の使用に努めます。

・印刷物は必要数を精査し、残部が出ないように作成します。

・会議資料は、原則ワンペーパーとします。

・連絡先、担当が明確に分かるものや簡易なものは、送付状等を省略します。（定期刊行物・チラシの配置依頼など）

- ・ファックスを送信するときは、書類の上部に必要事項を記入します。送付状が省略できない場合は、鉛筆で記入し繰り返し使用します。
- ・コピー機に裏面専用トレイを設けます。
- ・使用済みの用紙を可能な限り活用します。
- イ 印刷物は原則として両面印刷とします。
 - ・打合せ資料や添付資料などは、両面使用を徹底します。
- ウ 庁内LANや電子メールの活用を通して、ペーパーレスになるような情報システムの推進に努め、資料の共有化を図ります。
- エ 会議資料等を作成する際は、必要最小限のページ数、部数とするよう考慮します。
- オ 内部資料など可能な限り、使用済み用紙の裏面の活用を図ります。
 - ・各課に使用済みの用紙をストックする箱等を設置します。
- カ 庁内通知等の文書の送付に用いる封筒は、使用済み封筒の再利用を図ります。
 - ・各課に使用済みの封筒をストックする箱等を設置します。

② 水環境保全の推進

- ア 洗い物、手洗い、洗車、トイレ使用時など節水を励行します。
- イ トイレ、湯沸し場等に節水呼びかけの掲示をします。
 - ・できるだけ節水に心掛けます。
 - ・水道の水圧は、低めに設定します。

③ 電気使用量の抑制を図るための省エネルギーの推進

- 電気使用量を把握し、管理します。
- ア 不必要な照明やOA機器等のスイッチオフ、あまり使用しないOA機器等の節電、待機モードへの切り替えを励行します。
 - イ 昼休み、終業時、残業時には、不必要な照明やOA機器のスイッチを必ず切り、退庁時に支障のないコンセントを抜くよう励行します。
 - ウ 普段から、トイレの暖房便座のふたを閉じるように心がけます。
 - エ ノー残業デーの設定をするなどして、不必要な電力、水資源の消費等を避けるとともに、計画的な事務執行に努め、極力残業を減らし、定時退庁の励行に努めます。
 - オ 快適な職場環境を保つため、ノー上着、ノーネクタイ、寒い時は1枚多く着る期間などを設けます。(クールビズ、ウォームビズ)
 - ・夏は軽装、冬は重ね着するなど室温にふさわしい服装にします。
 - ・ブラインド・カーテン等により直射日光をさえぎり、冷房効率を高めます。
 - カ 庁舎内の冷暖房温度を適温に設定します。(冷房時 28℃、暖房使用時 21℃を目安)
 - ・夜間を除き、エアコン、電気ストーブの使用を自粛するよう努めます。
 - キ 階段利用の励行により、新庁舎のエレベーターの使用削減に努め

ます。

④ 自動車の適正使用等

ア 公用車を使用する時は、駐停車中のアイドリングストップを実施し、急発進、急加速、急ブレーキは、やめるよう努めます。

・駐停車中は、必ずエンジンを止めるよう努めます。

イ 公用車の運転に当たっては、合理的な走行ルートを選択等、計画的な運行に努めます。

・複数の方が同じ方向や同じ場所へ出かける時は、できるだけ1台の車で行くようにします。

ウ 環境にやさしい町を推進するため、エコドライブの啓発に努めます。

・片道通勤距離が2km未満の職員は、徒歩等通勤とし、冬期間は降雪により、駐車スペースが減るため、できるだけ自家用車利用を控えます。

・安全運転講習会等において、エコドライブの啓発を行います。

⑤ 行政事務等で発生する廃棄物の減量とリサイクルの推進

ア コピー機、プリンター使用済みトナーカートリッジの回収とリサイクルが徹底されるようにメーカーへの協力を得ます。

イ ファイリング用品は、背表紙のシールを張り替える等の再利用に努めます。

ウ 納入業者からでる梱包材は、納入業者に引き取らせるように努めます。

エ 保存年限を過ぎた文書等で、機密文書等に該当しないものにあつては、梱包し、定期的にリサイクルに回します。

オ 必要に応じて分別収集回収容器を設置し、生ゴミ、古紙、空き瓶、空き缶、ペットボトルに分別を徹底します。

・ごみ箱と回収容器の中身を決められた担当者がチェックします。

⑥ 職員の意識の高揚

ア 職員一人ひとりが環境保全への関わりについて理解し、環境に配慮した取組みができるように、「河北町地球温暖化対策実行計画検討委員会」（以下「委員会」という。）や「河北町地球温暖化対策実行計画検討幹事会」（以下「幹事会」という。）の指導により、意識の啓発を図ります。

・委員会に対する環境問題の研修や幹事会相互による率先行動の意見交換、報告会を通じた啓発を行います。

・環境問題への理解を深め行動していくための研修を実施します。

イ 環境マネジメントシステムの取得や山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度などに取組みます。

ウ 国、県、町、環境に関する団体の実施する講座、環境に関するシンポジウム、研修会等へ積極的に参加できるようにします。

エ 環境保全活動や研修に関して、必要な情報を提供します。

オ 再利用に関する職員のアイデアを活用します。

VI 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

河北町事務事業を推進するために、副町長を委員長とする委員会を設けます。また、関係する各係で構成する幹事会を設けます。

(1) 河北町地球温暖化対策実行計画検討委員会

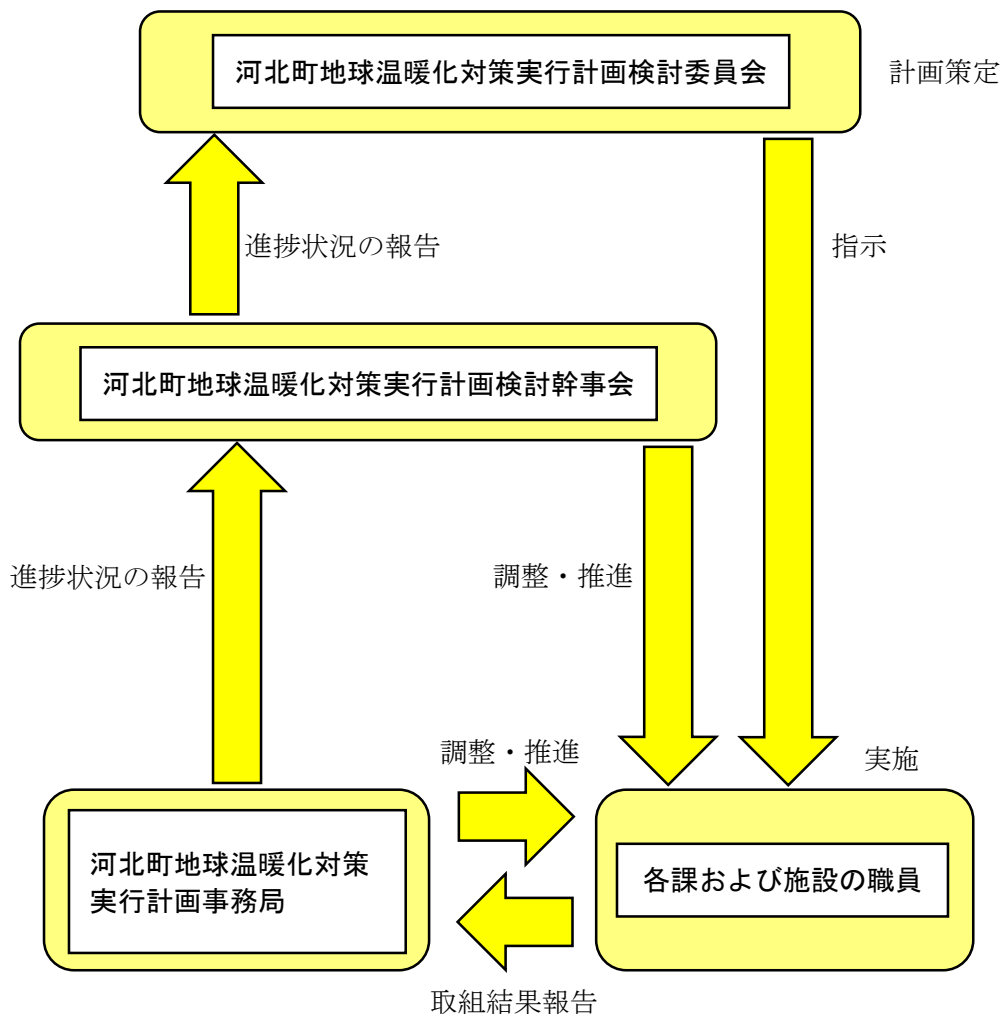
副町長を委員長、教育長を副委員長とし、各課局長で構成します。本計画の進捗状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の改訂・見直しに関する協議・決定を行います。

(2) 河北町地球温暖化対策実行計画検討幹事会

委員会の協議事項の原案を検討し、各課および施設の職員との調整・推進を図ります。

(3) 河北町地球温暖化対策実行計画事務局

事務局は総務課とし、委員会および幹事会の庶務は総務課において処理します。



河北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進体制

2 点検・評価・見直し体制

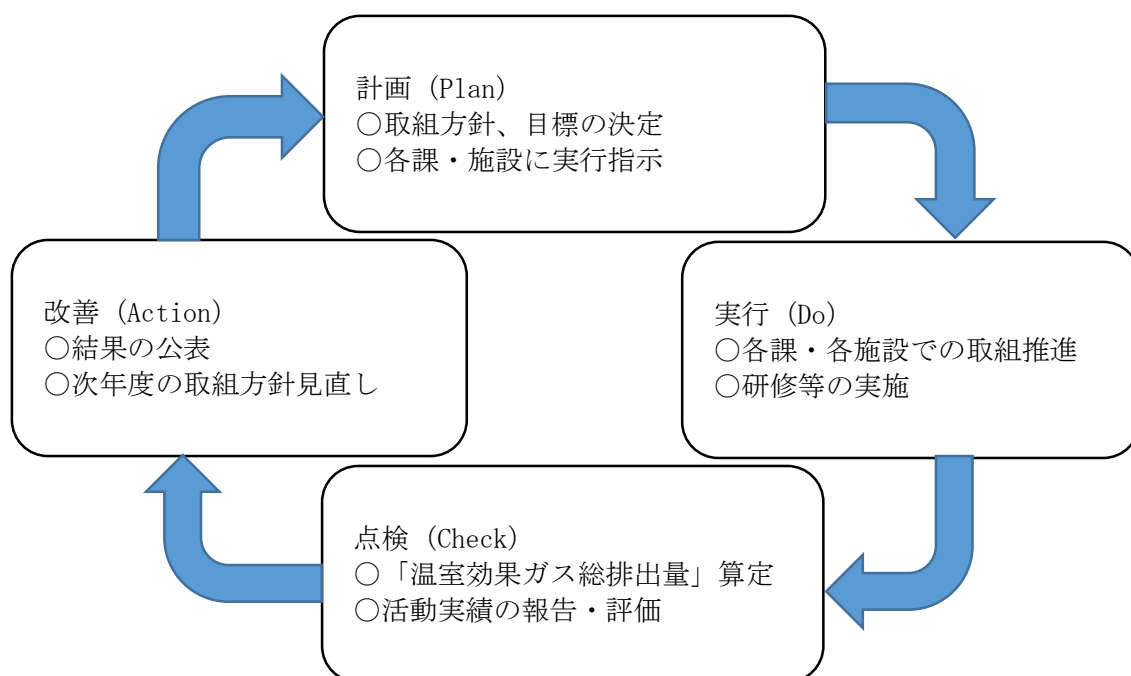
本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組みに対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

(1) 毎年のPDCA

本計画の取組結果は、各課および施設の職員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会及び幹事会に進捗状況を報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価をし、次年度の取組方針を決定します。

(2) 次期計画策定期間までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価を行い、次期計画策定期間である平成35年度に次期計画内容を検討します。



3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表します。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条(平成22年3月3日一部改正)
排出係数一覧

資料1

排出係数	単位	数値		単位	数値	単位	参考
		数値	単位				
一号 二酸化炭素(CO2)							
イ: 燃料の燃焼に伴う排出							
一般炭	(kg-C/MJ)	0.0247	(MJ/kg)	25.7	(MJ/kg)		(kg-CO ₂ /kg)に相当
ガソリン	(kg-C/MJ)	0.0183	(MJ/l)	34.6	(MJ/l)		(kg-CO ₂ /l)に相当
ジェット燃料油	(kg-C/MJ)	0.0183	(MJ/l)	36.7	(MJ/l)		(kg-CO ₂ /l)に相当
灯油	(kg-C/MJ)	0.0185	(MJ/l)	36.7	(MJ/l)		(kg-CO ₂ /l)に相当
軽油	(kg-C/MJ)	0.0187	(MJ/l)	37.7	(MJ/l)		(kg-CO ₂ /l)に相当
A重油	(kg-C/MJ)	0.0189	(MJ/l)	39.1	(MJ/l)		(kg-CO ₂ /l)に相当
B重油又はC重油	(kg-C/MJ)	0.0195	(MJ/l)	41.9	(MJ/l)		(kg-CO ₂ /l)に相当
液化石油ガス(LPG)	(kg-C/MJ)	0.0161	(MJ/kg)	50.8	(MJ/kg)		(kg-CO ₂ /kg)に相当
液化天然ガス(LNG)	(kg-C/MJ)	0.0135	(MJ/kg)	54.6	(MJ/kg)		(kg-CO ₂ /kg)に相当
都市ガス	(kg-C/MJ)	0.0136	(MJ/Nm ³)	44.8	(MJ/Nm ³)		(kg-CO ₂ /Nm ³)に相当
(参考)都市ガス	(kg-C/MJ)	0.0136	(MJ/Nm ³)	43.3	(MJ/Nm ³)		(kg-CO ₂ /m ³)に相当
ロ: 他人から供給された電気の使用に伴う排出							
ハ: 他人から供給された熱の使用に伴う排出							
ニ: 一般廃棄物の焼却に伴う排出							
(1) 廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物に限る。)	(kg-C/t)	624					(kg-CO ₂ /t)に相当
(2) 廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物を除く。)	(kg-C/t)	764					(kg-CO ₂ /t)に相当
(3) 廃棄物を原材料とする固形燃料(古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く。)	(kg-C/t)	211					(kg-CO ₂ /t)に相当
ホ: 産業廃棄物の焼却に伴う排出							
(1) 廃油	(kg-C/t)	786					(kg-CO ₂ /t)に相当
(2) 廃プラスチック	(kg-C/t)	697					(kg-CO ₂ /t)に相当
ヘ: その他							
二号 メタン(CH4)							
イ: ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出							
木材	(kg-CH ₄ /GJ)	0.074	(GJ/kg)	0.0144	(GJ/kg)		(kg-CH ₄ /kg)に相当
木炭	(kg-CH ₄ /GJ)	0.074	(GJ/kg)	0.0305	(GJ/kg)		(kg-CH ₄ /kg)に相当
ロ: ガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。)における燃料の使用に伴う排出							
液化石油ガス(LPG)	(kg-CH ₄ /GJ)	0.054	(GJ/kg)	0.0508	(GJ/kg)		(kg-CH ₄ /kg)に相当
都市ガス	(kg-CH ₄ /GJ)	0.054	(GJ/Nm ³)	0.0448	(GJ/Nm ³)		(kg-CH ₄ /Nm ³)に相当
(参考)都市ガス	(kg-CH ₄ /GJ)	0.054	(GJ/Nm ³)	0.0433	(GJ/Nm ³)		(kg-CH ₄ /m ³)に相当
ハ: 家庭用機器(こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が日常生活の用に供する機械器具をいう。)における燃料の使用に伴う排出							
灯油	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0095	(GJ/l)	0.0387	(GJ/l)		(kg-CH ₄ /l)に相当
液化石油ガス(LPG)	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0045	(GJ/kg)	0.0508	(GJ/kg)		(kg-CH ₄ /kg)に相当
都市ガス	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0045	(GJ/Nm ³)	0.0448	(GJ/Nm ³)		(kg-CH ₄ /Nm ³)に相当
(参考)都市ガス	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0045	(GJ/Nm ³)	0.0433	(GJ/Nm ³)		(kg-CH ₄ /m ³)に相当
ニ: 自動車の走行に伴う排出							
(1) ガソリン・LPG・乗用車	(kg-CH ₄ /km)	0.000010	(km)				(kg-CH ₄ /km)に相当
(2) ガソリン/バス	(kg-CH ₄ /km)	0.000035	(km)				(kg-CH ₄ /km)に相当
(3) ガソリン/軽乗用車	(kg-CH ₄ /km)	0.000010	(km)				(kg-CH ₄ /km)に相当
(4) ガソリン/普通貨物車	(kg-CH ₄ /km)	0.000035	(km)				(kg-CH ₄ /km)に相当
(5) ガソリン/小型貨物車	(kg-CH ₄ /km)	0.000015	(km)				(kg-CH ₄ /km)に相当
(6) ガソリン/軽貨物車	(kg-CH ₄ /km)	0.000011	(km)				(kg-CH ₄ /km)に相当
(7) ガソリン/特殊用途車	(kg-CH ₄ /km)	0.000035	(km)				(kg-CH ₄ /km)に相当

二号 甲烷(CH ₄) (コブキ)	排出係数		排出の発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
(8)ディーゼル/乗用車	0.000002	(kg-CH ₄ /km)				
(9)ディーゼル/バス	0.000017	(kg-CH ₄ /km)				
(10)ディーゼル/普通貨物車	0.000015	(kg-CH ₄ /km)				
(11)ディーゼル/小型貨物車	0.0000076	(kg-CH ₄ /km)				
(12)ディーゼル/特種用途車	0.000013	(kg-CH ₄ /km)				
ホ: 船舶の航行に伴う排出					総排出量算定期間における船舶の当該燃料の消費量	
(1)軽油	0.25	(kg-CH ₄ /kl)				
(2)A重油	0.26	(kg-CH ₄ /kl)				
(3)B重油又はC重油	0.28	(kg-CH ₄ /kl)				
ヘ: 家畜の飼養に伴う排出(消化管内発酵)					総排出量算定期間における飼養された家畜の平均的な頭・羽数□	
(1)牛	82	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(2)馬	18	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(3)めん羊	4.1	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(4)山羊	4.1	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(5)豚	1.1	(kg-CH ₄ /頭・年)				
ト: 家畜のふん尿処理等に伴う排出					総排出量算定期間における飼養された家畜の平均的な頭・羽数□	
(1)牛	24	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(2)馬	2.1	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(3)めん羊	0.28	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(4)山羊	0.18	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(5)豚	1.5	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(6)鶏	0.011	(kg-CH ₄ /羽・年)				
チ: 水田からの排出	0.016	(kg-CH ₄ /m ²)				
リ: 放牧地における牛のふん尿からの排出	1.3	(kg-CH ₄ /頭・年)			総排出量算定期間における放牧された牛の平均的な頭数	
又: 農業活動に伴う穀・わらの焼却による排出						
(1)穀	0.0021	(kg-CH ₄ /kg)			総排出量算定期間において焼却された当該植物性の穀・わらの量	
(2)わら	0.0021	(kg-CH ₄ /kg)				
ル: 埋立処分に伴う排出						
(1)食物くず	145	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間において焼却された産業廃棄物のうち、湿重量ベース	
(2)紙くず	136	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間において焼却された産業廃棄物のうち、湿重量ベース	
(3)繊維くず	150	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間において焼却された産業廃棄物のうち、湿重量ベース	
(4)木くず	151	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間において焼却された産業廃棄物のうち、湿重量ベース	
ラ: 下水又は尿の処理に伴う排出						
(1)終末処理場	0.00088	(kg-CH ₄ /m ³)			総排出量算定期間において算定期間において処理された下水又は尿の量	
(2)し尿処理施設	0.038	(kg-CH ₄ /m ³)				
ワ: 浄化槽によるし尿及び糞尿の処理に伴う排出	0.59	(kg-CH ₄ /人)			総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員	
力: 一般廃棄物の焼却に伴う排出						
(1)連続燃焼式焼却施設	0.00095	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間において焼却された一般廃棄物の量(湿重量ベース)	
(2)連続燃焼式焼却施設	0.077	(kg-CH ₄ /t)				
(3)パッチ燃焼式焼却施設	0.076	(kg-CH ₄ /t)				
ヨ: 産業廃棄物の焼却に伴う排出						
(1)廃油	0.00056	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間において焼却された産業廃棄物のうち、湿重量ベース	
(2)汚泥	0.0097	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間において焼却された産業廃棄物のうち、湿重量ベース	
タ: その他						

三号一酸化二窒素(N2O)	排出係数		温室効果係数		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
イ:ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出						
一般炭	0.00058	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0257	(GJ/kg)		0.000015 (kg-N ₂ O/kg)に相当
木材	0.00058	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0144	(GJ/kg)		0.0000084 (kg-N ₂ O/kg)に相当
木炭	0.00058	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0305	(GJ/kg)		0.000018 (kg-N ₂ O/kg)に相当
B重油又はC重油	0.000017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0419	(GJ/l)		0.00000071 (kg-N ₂ O/l)に相当
ロ:ディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。)における燃料の使用に伴う排出						
灯油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0367	(GJ/l)		0.000062 (kg-N ₂ O/l)に相当
軽油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0377	(GJ/l)		0.000064 (kg-N ₂ O/l)に相当
A重油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0391	(GJ/l)		0.000066 (kg-N ₂ O/l)に相当
B重油又はC重油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0419	(GJ/l)		0.000071 (kg-N ₂ O/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0508	(GJ/kg)		0.000086 (kg-N ₂ O/kg)に相当
都市ガス	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0448	(GJ/Nm ³)		0.000076 (kg-N ₂ O/kg)に相当
(参考)都市ガス	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0433	(GJ/m ³)		0.000074 (kg-N ₂ O/kg)に相当
ハ:ディーゼル機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。)における燃料の使用に伴う排出						
液化石油ガス(LPG)	0.00062	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0508	(GJ/kg)		0.000031 (kg-N ₂ O/kg)に相当
都市ガス	0.00062	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0448	(GJ/Nm ³)		0.000028 (kg-N ₂ O/Nm ³)に相当
(参考)都市ガス	0.00062	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0433	(GJ/m ³)		0.000027 (kg-N ₂ O/m ³)に相当
ニ:家庭用機器(こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。)における燃料の使用に伴う排出						
灯油	0.00057	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0367	(GJ/l)		0.000021 (kg-N ₂ O/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.00009	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0508	(GJ/kg)		0.0000046 (kg-N ₂ O/kg)に相当
都市ガス	0.00009	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0448	(GJ/m ³)		0.0000040 (kg-N ₂ O/m ³)に相当
(参考)都市ガス	0.00009	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0433	(GJ/m ³)		0.0000039 (kg-N ₂ O/m ³)に相当
ホ:自動車の走行に伴う排出						
(1)ガソリン/LPG/乗用車	0.000029	(kg-N ₂ O/km)				
(2)ガソリン/バス	0.000041	(kg-N ₂ O/km)				
(3)ガソリン/軽乗用車	0.000022	(kg-N ₂ O/km)				
(4)ガソリン/普通貨物車	0.000039	(kg-N ₂ O/km)				
(5)ガソリン/小型貨物車	0.000026	(kg-N ₂ O/km)				
(6)ガソリン/軽貨物車	0.000022	(kg-N ₂ O/km)				
(7)ガソリン/特殊用途車	0.000035	(kg-N ₂ O/km)				
(8)ディーゼル/乗用車	0.000007	(kg-N ₂ O/km)				
(9)ディーゼル/バス	0.000025	(kg-N ₂ O/km)				
(10)ディーゼル/普通貨物車	0.000014	(kg-N ₂ O/km)				
(11)ディーゼル/小型貨物車	0.000009	(kg-N ₂ O/km)				
(12)ディーゼル/特殊用途車	0.000025	(kg-N ₂ O/km)				
ヘ:船舶の航行に伴う排出						
(1)軽油	0.073	(kg-N ₂ O/t)				
(2)A重油	0.074	(kg-N ₂ O/t)				
(3)B重油又はC重油	0.079	(kg-N ₂ O/t)				
ト:麻酔剤(笑気ガス)の使用に伴う排出						
チ:家畜のふん処理等に伴う排出						
(1)牛	1.61	(kg-N ₂ O/頭・年)				
(2)豚	0.56	(kg-N ₂ O/頭・年)				
(3)鶏	0.0293	(kg-N ₂ O/羽・年)				
リ:耕地に使用された化学肥料からの排出						
(1)畑	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)				
(2)水田	4.87	(kg-N ₂ O/t-N)				

三 号 一 酸 化 二 窒 素 (N2O) (トフダ)	排出係数		数値		単位	数値	単位	数値	単位	活動量	参考
	数値	単位	数値	単位							
又：農作物の栽培に使用された肥料からの排出											
(1) 野菜	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)								総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料(化学肥料を除く。)に含まれる窒素の量	
(2) 水稲	4.87	(kg-N ₂ O/t-N)									
(3) 果樹	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)									
(4) 茶樹	45.6	(kg-N ₂ O/t-N)									
(5) ばれいしよ	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)									
(6) 飼料作物	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)									
ル：放牧地における牛のふん尿からの排出										総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数	
ラ：農業活動に伴う糞・わらの焼却による排出											
(1) 糞	0.000057	(kg-N ₂ O/t-N)								総排出量算定期間において焼却された当該植物性の糞・わらの量	
(2) わら	0.000057	(kg-N ₂ O/t-N)									
ワ：下水又はし尿の処理に伴う排出											
(1) 終末処理場	0.00016	(kg-N ₂ O/m ³)								総排出量算定期間において算定期間に処理された下水又はし尿の量	
(2) し尿処理施設	0.00093	(kg-N ₂ O/m ³)									
カ：浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	0.023	(kg-N ₂ O/人)								総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員	
コ：一般廃棄物の焼却に伴う排出											
(1) 連続燃焼式焼却施設	0.0567	(kg-N ₂ O/t)								総排出量算定期間に当該施設にて焼却された一般廃棄物の量(湿重量ベース)	
(2) 連続燃焼式焼却施設	0.0539	(kg-N ₂ O/t)									
(3) バッチ燃焼式焼却施設	0.0724	(kg-N ₂ O/t)									
ク：産業廃棄物の焼却に伴う排出											
(1) 紙くず又は木くず	0.010	(kg-N ₂ O/t)								燃焼炉口重量比期間に焼却された産業廃棄物のうち紙くず又は木くずの量(湿重量ベース)	
(2) 廃油	0.0098	(kg-N ₂ O/t)								総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物の中の廃油の量(湿重量ベース)	
(3) 廃プラスチック類	0.17	(kg-N ₂ O/t)								燃焼炉口重量比期間に焼却された産業廃棄物の中の廃プラスチック類の量(湿重量ベース)	
(4) 下水汚泥	1.09	(kg-N ₂ O/t)								総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物の中の下水汚泥の量(湿重量ベース)	
(5) 汚泥(下水汚泥を除く)	0.45	(kg-N ₂ O/t)								総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物の中の汚泥の量(湿重量ベース)	
レ：その他											
四号 ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)											
イ：自動車用エアコンディショナー使用時の排出	0.01	(kgHFC/台・年)								総排出量算定期間において使用に供された自動車用エアコンディショナーの台数(当該物質が封入されたもの)	
ロ：自動車用エアコンディショナー廃棄時の排出	—									総排出量算定期間において廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入された当該物質の量から回収・適正処理された量を控除した量	
ハ：噴霧器、消火器の使用又は廃棄に伴う排出	—									総排出量算定期間において噴霧器の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量	
(1) 噴霧器	—									総排出量算定期間において消火器の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量	
(2) 消火器	—										
ニ：その他											
五号 パーフルオロカーボン類(PFCs)											
イ：その他											
六号 六ふっ化硫黄(SF6)											
イ：六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の使用時の排出	0.001	(kgSF ₆ /kgSF ₆ ・年)								総排出量算定期間において使用に供された電気機械器具に封入された六ふっ化硫黄の量	
ロ：六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の点検時の排出	—									総排出量算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふっ化硫黄の量	
ハ：六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の廃棄時の排出	—									総排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふっ化硫黄の量から回収・適正処理された量を控除した量	
ニ：その他											

資料2

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に定める地球温暖化係数

温室効果ガス		地球温暖化係数	
二酸化炭素	CO ₂	1	
メタン	CH ₄	25	
一酸化二窒素	N ₂ O	298	
ハイドロフルオロカーボン	トリフルオロメタン	HFC-23	14,800
	ジフルオロメタン	HFC-32	675
	フルオロメタン	HFC-41	92
	1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,500
	1,1,2,2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,100
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,430
	1,1,2-トリフルオロエタン	HFC-143	353
	1,1,1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,470
	1,2-ジフルオロエタン	HFC-152	53
	1,1-ジフルオロエタン	HFC-152a	124
	フルオロエタン	HFC-161	12
	1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,220
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	9,810
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,370
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,340
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	693
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	1,030
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	794	
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,640	
パーフルオロカーボン	パーフルオロメタン	PFC-14	7,390
	パーフルオロエタン	PFC-116	12,200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,830
	パーフルオロシクロプロパン		17,340
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	8,860
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	10,300
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	9,160
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	9,300
	パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,500
六ふっ化硫黄 ・三ふっ化窒素を除く		22,800	

資料3

電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)
—平成29年度実績— H30.12.27環境省・経済産業省公表

- 平成30年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数です(報告は平成31年度)。
 ○基礎排出係数は基礎排出量の算定に、調整後排出係数は調整後排出量の算定に用います。
 ○平成29年度から小売供給を開始した電気事業者については、平成28年度実績とみなす排出係数となっています。
 これらの電気事業者の平成29年度実績の排出係数(一部、平成29年度実績とみなすものを含む。)は、来年7月頃に更新予定です。
 ○平成30年度から小売供給を開始した電気事業者の事業者別排出係数は、来年7月頃に公表予定です。
 ○(参考値)は平成28年度実績の排出係数です。この排出係数は、メニュー別排出係数(残差を除く。)と併せて来年7月頃に更新予定です。
 ○把握率とは、排出係数の算出に当たり、燃料使用量の実測等をもって二酸化炭素排出量を算定した割合です。
 ○把握できなかった理由は、把握率が100%でない事業者のみ記載しています。
 なお、特定の事業者名が記載されていた場合は事業者名は伏せて公表しています。

注:(残差)は、メニュー別排出係数を公表している電気事業者から電気の供給を受けている場合であって、供給を受けている電気に関するメニュー別排出係数が公表されていない場合に使用する係数です。

注:(参考値)は、メニュー別排出係数を公表している電気事業者についての参考情報です。調整後温室効果ガス排出量を算定する際には、いずれかのメニュー別排出係数を用いて算定します。ただし、メニュー別排出係数を公表している電気事業者から「メニュー別排出係数(残差)」に相当する電気の供給を受けており、かつ当該メニュー別排出係数が公表されていない場合には、この参考値を用いて算定します。

【小売電気事業者】

登録番号	電気事業者名	基礎排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	各事業者の 把握率(%)	把握できなかった理由
A0001	(株)F-Power	0.000502	0.000513	96.18	係数を公表していない事業者からの受電のため
A0002	イーレックス(株)	0.000539	0.000765	98.34	係数を公表していない事業者からの受電のため
A0003	リエスパワー(株)	0.000521	0.000000	100.00	
A0004	イーレックス・スパーク・マーケティング(株)	0.000501	0.000460	100.00	
A0005	イーレックス・スパーク・エリアマーケティング(株)	0.000501	0.000459	100.00	
A0007	(株)SEウイングズ	0.000453	0.000438	100.00	
A0008	(株)イーセル	0.000584	0.000592	100.00	
A0009	(株)エネット	0.000423	メニューA 0.000000 メニューB 0.000350 メニューC(残差) 0.000442 (参考値)事業者全体 0.000441	100.00	
A0011	須賀川瓦斯(株)	0.000426	0.000499	100.00	
A0012	昭和シェル石油(株)	0.000359	0.000476	100.00	
A0013	(株)ケイ・オブティコム	0.000593	0.000574	100.00	
A0014	エネサーブ(株)	0.000410	0.000645	100.00	
A0015	(株)サイサン	0.000476	0.000518	100.00	
A0016	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	0.000337	メニューA 0.000431 メニューB 0.000000 メニューC(残差) 0.000493 (参考値)事業者全体 0.000556	100.00	
A0018	ネクストパワーやまと(株)	0.000487	0.000545	100.00	
A0019	日本テック(株)	0.000366	0.000416	100.00	
A0020	中央電力エナジー(株)	0.000547	0.000538	100.00	
A0021	(株)Loop	0.000513	メニューA 0.000000 メニューB 0.000349 メニューC(残差) 0.000601 (参考値)事業者全体 0.000505	100.00	
A0023	(株)ナンワエナジー	0.000461	0.000465	96.99	係数を公表していない事業者からの受電のため
A0024	静岡ガス&パワー(株)	0.000360	0.000458	100.00	
A0025	荏原環境プラント(株)	0.000192	メニューA 0.000000 メニューB 0.000266 メニューC 0.000321 メニューD 0.000328 メニューE 0.000352 メニューF 0.000373 メニューG 0.000395 メニューH 0.000476 メニューI(残差) 0.000584 (参考値)事業者全体 0.000374	100.00	
A0026	東京エコサービス(株)	0.000098	0.000111	100.00	
A0027	ダイヤモンドパワー(株)	0.000481	0.000547	100.00	
A0028	出光グリーンパワー(株)	0.000326	0.000619	100.00	
A0029	プレミアムグリーンパワー(株)	0.000044	0.000000	100.00	
A0031	(株)新出光	0.000492	0.000459	100.00	
A0032	中央セントラルガス(株)	0.000325	0.000283	100.00	
A0033	にちほクラウド電力(株)	0.000535	0.000568	100.00	
A0034	一般財団法人泉佐野電力	0.000475	0.000526	100.00	
A0035	総合エネルギー(株)	0.000614	0.000591	100.00	
A0036	(株)グリーンサークル	0.000020	0.000540	100.00	
A0037	(株)ウエスト電力	0.000546	0.000560	100.00	
A0039	北海道瓦斯(株)	0.000504	0.000605	100.00	
A0042	新エネルギー開発(株)	0.000587	0.000566	100.00	

登録番号	電気事業者名	基礎排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)		各事業者の 把握率(%)	把握できなかった理由
			メニューA	メニューB(残差) (参考値)事業者全体		
A0242	(株)NTTファンリティーズ	0.000928	0.000376	0.000903	100.00	
A0243	近畿電力(株)	0.000563		0.000564	92.50	バラシンググループ内の融通受電のため、係数を公表していない事業者からの受電のため
A0245	新電力おおい(株)	0.000335		0.000503	100.00	
A0246	(株)日本セレモニー	0.000582		0.000596	97.30	バラシンググループ内の融通受電のため
A0247	(株)リレボ	0.000503		0.000461	100.00	
A0248	(株)池見石油店	0.000641		0.000621	100.00	
A0249	滋賀電力(株)	0.000545		0.000551	100.00	
A0250	芝浦電力(株)	0.000329		0.000566	100.00	
A0251	本田技研工業(株)	0.000512		0.000493	100.00	
A0253	いこま電力(株)	0.000587		0.000587	100.00	
A0254	スズカ電工(株)	0.000553		0.000553	100.00	
A0256	(株)エーコープサービス	0.000159		0.000516	100.00	
A0257	サンリン(株)	0.000604		0.000563	100.00	
A0258	(株)宮崎ガスリビング	0.000354		0.000480	100.00	
A0259	山陰エレキ・アライアンス(株)	0.000761		0.000719	100.00	
A0260	昭和商事(株)	0.000531		0.000489	100.00	
A0261	ミライフ東日本(株)	0.000591		0.000550	100.00	
A0264	山陰酸素工業(株)	0.000600		0.000558	100.00	
A0265	武陽ガス(株)	0.000578		0.000562	100.00	
A0266	ツネインシCバリューズ(株)	0.000499		0.000547	61.33	係数を公表していない事業者からの受電のため、バラシンググループ内の融通受電のため
A0267	北海道電力(株)	0.000666		0.000678	100.00	
A0268	東北電力(株)	0.000521		0.000523	100.00	
A0269	東京電力エナジーパートナー(株)	0.000475	0.000000	0.000462	100.00	
A0270	中部電力(株)	0.000476		0.000472	100.00	
A0271	北陸電力(株)	0.000593		0.000574	100.00	
A0272	関西電力(株)	0.000435		0.000418	100.00	
A0273	中国電力(株)	0.000669		0.000677	100.00	
A0274	四国電力(株)	0.000514		0.000535	100.00	
A0275	九州電力(株)	0.000438		0.000463	100.00	
A0276	沖縄電力(株)	0.000786		0.000772	100.00	
A0277	北日本石油(株)	0.000607		0.000589	100.00	
A0278	千葉電力(株)	0.000539		0.000548	100.00	
A0279	(株)坊っちゃん電力	0.000523		0.000522	100.00	
A0281	(株)アースインフィニティ(旧:(株)ネオインターナショナル)	0.000532		0.000524	100.00	
A0282	(株)エナジー北海道	0.000570		0.000528	100.00	
A0283	足利ガス(株)	0.000578		0.000562	100.00	
A0284	(株)Misumi	0.000412		0.000370	100.00	
A0285	米子瓦斯(株)	0.000600		0.000558	100.00	
A0286	(株)エルピオ	0.000625		0.000604	100.00	
A0287	浜田ガス(株)	0.000600		0.000558	100.00	
A0288	(株)アメニティ電力	0.000535		0.000532	100.00	
A0289	新電力フロンティア(株)	0.000569		0.000568	100.00	
A0290	ふくのしま電力(株)	0.000618		0.000624	100.00	
A0292	岡田建設(株)	0.000628		0.000602	100.00	
A0293	出雲ガス(株)	0.000600		0.000558	100.00	
A0294	富山電力(株)	0.000613		0.000596	100.00	
A0295	一般社団法人グリーン・市民電力	0.000362		0.000320	100.00	
A0296	公益財団法人東京都環境公社	0.000106		0.000552	100.00	
A0300	(株)ファミリーネット・ジャパン	0.000533		0.000516	100.00	
A0303	MKステーションズ(株)(旧:マンション高圧化ステーションズ(株))	0.000541		0.000509	100.00	
A0305	フラワー電力(株)	0.000559		0.000565	100.00	
A0306	(株)JTBコミュニケーションデザイン	0.000528		0.000510	100.00	
A0308	積水化学工業(株)	0.000324		0.000508	100.00	
A0309	(株)ユーミーエナジー	0.000589		0.000600	100.00	
A0310	全農エネルギー(株)	0.000615		0.000582	100.00	
A0311	(株)ハルエネ	0.000611		0.000602	100.00	
A0312	三菱石油(株)	0.000526		0.000484	100.00	
A0313	(株)リケン工業	0.000537		0.000536	96.62	係数を公表していない事業者からの受電のため
A0314	(株)ビビット	0.000558		0.000516	100.00	
A0315	(株)おた電力	0.000578		0.000562	100.00	
A0317	伊藤忠ブランテック(株)	0.000567		0.000555	100.00	
A0318	(株)オカモト	0.000558		0.000554	100.00	
A0320	熊本電力(株)	0.000644		0.000656	100.00	
A0323	キタコー(株)	0.000662		0.000620	100.00	
A0324	生活協同組合コープしが	0.000535		0.000494	100.00	
A0327	東海電力(株)	0.000602		0.000560	100.00	
A0328	西日本電力(株)	0.000599		0.000557	100.00	
A0329	福岡電力(株)	0.000685		0.000644	100.00	
A0330	香川電力(株)	0.000580		0.000579	76.10	バラシンググループ内の融通受電のため